

建 築 物 排 水 管 清 掃 業

物的基準	①内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) ②高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル ③ワイヤ式管清掃機 ④空圧式管清掃機 ⑤排水ポンプ
------	---

専用 の保管庫	・機械器具等を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。 ①機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 ②機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ③機械器具を保管するのに適切な規模であること。 ④他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ⑤保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
---------	--

※排水管清掃作業に用いる薬剤についても、専用の保管庫に準じて適切に保管すること。

専用の機械器具	・機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。
---------	---------------------------

人的基準	《排水管清掃作業監督者》	
	資格の種類	提出する書類
	・排水管清掃作業監督者講習会修了者	○排水管清掃作業監督者講習会修了証書の写し
	又は	
	・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し(ただし、初回登録時のみ)
	《排水管清掃作業従事者》	
	・次の要件に該当する研修を修了したものであること。 ①排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が登録する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ③その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ④その指導に当たる者が、③の内容を指導するのに適当と認められる者であること。	

排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が定める基準に適合していること	●清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準 (平成14年厚生労働省告示第117号)第6 ①排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。 ②排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。 ③敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。 ④排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する ⑤排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑥排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。 ※業務を他の者に委託する場合
---	---

あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者<sup>(注)</sup>に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

⑦建築物維持管理原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(注)建築物維持管理権原者:建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの